

## 1. 育児休業での申請に伴う申立書

④

保育所等施設の利用が決定・内定した場合は、入所月の月末までに、育児休業前と同じ職場へ復職することが入所条件となります。また、復職後は改めて就労証明書をお取りいただき、入所の翌月末までに子育て支援課へ提出してください。（やむを得ない事情で同じ職場への復職ができない場合は、速やかに子育て支援課へご連絡ください。）

ただし、下記の事情により、入所月末日までに復職できない場合は、チェックを付してご提出ください。  
（この場合の復帰期限は、入所月の翌月15日とさせていただきます。）

【翌月15日まで復職延長を希望する場合】

☐ 勤務先の都合で月初めの復帰となるため、慣らし保育の期間が必要

☐ その他（ ）

※その他の方は、内容を伺った上で、町が判断させていただきます。

※育児休業給付金支給決定通知書または送金通知書（ハローワークまたは共済組合発行）を添付してください。

### 【同意欄】

- ☐ 保育所等施設の利用開始が決定した場合は、**育児休業前と同じ会社に、上記期日まで**に復職します。
- ☐ 復職した際は、復職したことが分かる就労証明書を**入所の翌月末までに**提出します。
- ☐ 育児休業前と同じ会社へ復職できない場合、利用開始翌月末で退所となることに了承します。

上記の内容に同意します。

年 月 日

保護者氏名（育休取得者）

保育所等施設の利用が決定・内定した場合は、入所月の月末までに、育児休業前と同じ職場へ復職することが入所条件となります。また、復職後は改めて就労証明書をお取りいただき、入所の翌月末までに子育て支援課へ提出してください。（やむを得ない事情で同じ職場への復職ができない場合は、速やかに子育て支援課へご連絡ください。）

ただし、下記の事情により、入所月末日までに復職できない場合は、チェックを付してご提出ください。  
（この場合の復帰期限は、入所月の翌月15日とさせていただきます。）

【翌月15日まで復職延長を希望する場合】

☒勤務先の都合で月初めの復帰となるため、慣らし保育の期間が必要  
☐その他（

※その他の方は、内容を伺った上で、町が判断させていただきます。

入所月の翌月15日までの復職を希望する方は、こちらにチェックをつけてください。

※育児休業給付金支給決定通知書または送金通知書（ハローワークまたは共済組合発行）を添付してください。

【同意欄】

- ☒保育所等施設の利用開始が決定した場合は、育児休業前と同じ会社に、上記期日までに復職します。
- ☒復職した際は、復職したことが分かる就労証明書を入所の翌月末までに提出します。
- ☒育児休業前と同じ会社へ復職できない場合、利用開始翌月末で退所となることに了承します。

上記の内容に同意します。

令和8年11月9日

保護者氏名（育休取得者） みやしろ 花子